

## 国道8号 災害対策基本法に基づく道路区間指定の 廃止について

国道8号の下記区間は、除雪作業等を実施し、緊急通行車両の通行を確保したため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づく区間指定を廃止しました。

今後も降雪が予想されておりますので、引き続き通行にはご注意ください。

路線名	廃止する指定区間(上下)	廃止時間
国道8号	新潟県糸魚川市寺島 姫川大橋交差点 ～ 新潟県糸魚川市市振 道の駅市振の関	区間指定廃止 8時30分

### 【道路状況】

1月25日 8時00分時点  
北陸道(上下) 柿崎I.C～三条燕I.C 通行止め

○災害対策基本法の一部を改正する法律の公布について(平成26年11月21日)  
[http://www.mlit.go.jp/road/road\\_fr1\\_000071.html](http://www.mlit.go.jp/road/road_fr1_000071.html) (国土交通省HPリンク)

### 【配布先】

上越記者クラブ

### 【問い合わせ先】

国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所  
道路管理第一課長 春原 慎一 (すのはら しんいち)  
新潟県上越市南新町3番56号  
電話025-521-4555 FAX025-523-9589

国道8号 廃止する指定区間の位置図

